

令和6年度 財政援助団体等監査（第2回）

※各事項のカッコ内の数字は監査結果報告書の本文に付した番号を表します。

1 一般社団法人信州上田観光協会

(1) 監査の結果〔指摘事項〕に関する報告に基づく措置等の内容

指 摘 事 項	措置等の状況
1 負担金の事務処理について (②)	
<p>上田市との業務委託契約によるワーケーション推進業務委託費4,300,000円が受取負担金に含まれていました。事業収益（委託事業）等他の適正な科目に含める必要がありました。業務委託契約は、法人税法の収益事業として請負業（事務処理の委託）に該当することから、他の収益事業に含めて申告する必要があります。</p>	<p>ワーケーション推進業務委託は令和4年度及び令和5年度で受託し、受取負担金として経理していたため、経理を改めました。</p> <p>また、両年度の修正申告を令和7年2月28日に行い、3月4日に追加納税を行いました。</p>
2 会計規程の全面改定について (④)	
<p>現在の会計規程は法律及び法規則並びに会計基準に対応して改正を行わないで来たため全面改定が必要です。主な点は以下のとおりです。</p> <p>ア 第2条の2（会計区分） 旧基準（一般・特別）によっている。現（平成20年）基準（公益事業・収益事業・法人）に改定されたい。</p> <p>イ 第3条（経理原則） 「簿記原則に従って経理する」とあるが、「一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して処理する」と改定されたい。</p> <p>ウ 第5条（出納員） 経理責任者の定めがないので 追加されたい。</p> <p>エ 第11条（勘定科目） 「別に定める勘定科目」とあるが、現基準に改定されたい。</p>	<p>会計規程の指摘箇所について、顧問公認会計士と協議のうえ、令和7年4月1日付にて改定いたしました。</p> <p>（資料1 会計規程、資料2 新旧対照表）</p>

<p>オ 第 19 条（現金等の保管） 現金残高の照合が定められていないので追加されたい。</p> <p>カ 第 37 条（物品の出納及び保管） 備品台帳と物品の照合が定められていないので追加されたい。</p> <p>キ 第 42 条 2 項（固定資産の管理） 減価償却引当金とあるが減価償却累計額に変更すること。</p> <p>ク 第 44 条（固定資産整理簿） 固定資産台帳と現物の照合が定められていないので追加されたい。</p> <p>ケ 第 8 章 収支決算 決算と改定されたい。</p> <p>コ 第 49 条（決算諸表） 収支計算書・損益計算書・預金残高証明書・その他の財務関連書類は除いて、基準の記載順に貸借対照表・正味財産増減計算書・附属明細書・財産目録に改め、収支計算書は別に定める。</p>	
<p>3 賞与引当金の計上漏れについて (⑦)</p>	
<p>会計基準によれば財務諸表は真実な内容を明瞭に表示しなければなりません。(会計基準第 1 の 3 (1))</p> <p>当年度の負担に属する賞与の引当金が計上されておりません。会計基準を遵守してください。</p> <p>従って、同額だけ正味財産増減計算書の当期一般正味財産増減額が過大に計上され、貸借対照表の負債が少なく計上されています。翌年度は計上して、重要な会計方針の注記や附属明細書(引当金の明細)を作成してください。</p>	<p>令和 6 年度決算において賞与引当金を計上いたしました。</p> <p>(資料 3 R6 年度決算書 P1、P3)</p> <p>また、注記の作成と賞与引当金の記載及び附属明細書(引当金の明細)を作成いたしました。</p> <p>(資料 3 R6 年度決算書 P6～P7、P9)</p>

(2) 監査の結果〔指導事項〕に関する報告に基づく措置等の内容

指 導 事 項	措置等の状況
1 兼務すべきでない業務の分離と管理部門の担当能力向上について (①)	
<p>副理事長（副市長）、常務理事（所管部長）、事務局長（所管課長）が兼務し、事務専決規程第6条によれば事務局長が代決処理できることから決裁権限が集中しています。特に協会事務を担当する常務理事や事務局長と指導監督する所管部局の部長や課長が兼務することは内部統制上好ましくありません。民間の有識者やプロパー職員の登用を図りたい。</p> <p>また、会計事務は上田市の行政事務と異なり、法人税法や会計規程、会計基準、財務諸表等の知見が必要です。上田市から所管部局職員が兼務して、事務局長や次長を独占していることは、こうした知見不足による事務ミスが発生リスクが高いといえます。会計専門家の指導内容を正確に受けとめて対応し、結果を検証するプロセスが必要であり、管理部門のレベル向上が必要です。定期異動時の引継の徹底や専門研修の充実を図ってください。</p>	<p>指導監督する市職員が協会の管理職を兼務している点については、課題があるものと認識しております。</p> <p>一方で、現時点で兼務職員を即時に引き離すことは、業務の停滞を招くおそれがあるほか、プロパー職員の増員によって固定費が増加し、協会運営を圧迫する懸念もございます。</p> <p>このため、まずは現在のプロパー職員が定着しやすい組織づくりを優先しながら、管理職ポストへの有識者やプロパー職員の登用については、上田市関係課と協議を続けてまいります。</p> <p>また、職員の資質向上につきましても、研修の機会を増す等、充実を図ってまいります。</p>
2 事業報告書の改善と情報公開について (③)	
<p>事業報告書について、事業の実施状況と理事会、総会の開催日の記載だけとなっています。この他、法人の概況（設立年月日、定款に定める目的や事業、会員や役員、職員に関する事項等）や理事会・総会の議事事項、正味財産増減の状況及び財産の状態の推移等を記載され、市民や議員等その他の利害関係者向けに簡潔明瞭な事業報告書を作成し、財務諸表等とともに情報公開（HP等）してください。</p>	<p>令和6年度決算から指摘の箇所について事業報告書の内容を改めました。</p> <p>（資料4 令和6年度 事業実績報告書 P2～P3、P32～P33）</p> <p>また、6月24日に開催する定期社員総会後に、過去の財務諸表等とともに幣観光協会HPに情報を公開いたします。</p>
3 会計基準に準拠した財務諸表の作成について (⑤)	
<p>会計基準の運用指針に準拠しておらず、訂正が求められる主な点は以下のとおりです。</p>	<p>御指摘いただいた箇所について顧問公認会計士と協議しながら令和6年度決算から訂正</p>

<p>ア 貸借対照表、正味財産増減計算書に当年度、前年度、増減の記載がないこと。</p> <p>イ 貸借対照表（全社）が内訳表兼用となっている。作成目的が異なるので基準の様式に準拠させること。</p> <p>ウ 正味財産増減計算書内訳表に法人会計区分があり、④のアと相違している。また、一般会計区分に含めるべき負担金収入や管理費が法人会計区分に含まれているため、法人会計区分の当期一般正味財産増減額に期首残高を加減しても期末残高と一致しない。法人会計区分について、一般会計区分の共通を含めないで、会費等の収益と役員会等の費用に限定した、法人会計区分とすること。</p> <p>エ 財務諸表に対する注記を記載すること。</p> <p>オ 財産目録は法人全体のみ（基準）で一般と特別会計は不要です。現金預金を除き科目の内容を記載されたい。</p>	<p>をいたしました。</p> <p>ア（資料3 R6年度決算書 P1、P3～P4）</p> <p>イ（資料3 R6年度決算書 P1）</p> <p>ウ 法人会計について、法人全般に係る収益と費用に限定しました。なお、会費については、公益目的事業会計の財源として使用していることから公益目的事業会計の共通収益として区分いたしました。</p> <p>（資料3 R6年度決算書 P5）</p> <p>エ（資料3 R6年度決算書 P6～P8）</p> <p>オ（資料3 R6年度決算書 P10）</p>
<p>4 その他の財務諸表等の課題（⑥）</p>	
<p>ア 一般・特別会計の収支予算及び予算比較表は収支計算書（内部管理事項）に準拠していないので改定すること。</p> <p>イ 一般会計の収支予算及び予算比較表は繰越金を含めているのに対して特別会計は繰越金を含めていない。統一されたい。また、法人全体の収支予算及び予算比較表を作成されたい。</p> <p>ウ 監事2名のうち1名は公益法人会計等に知見を有する者として法が定める監査機能を有効にされたい。</p>	<p>御指摘いただいた箇所について顧問公認会計士と協議しながら令和6年度決算から訂正をいたしました。</p> <p>ア（資料3 R6年度決算書 P11～P12）</p> <p>イ（資料5 R7年度予算）</p> <p>ウ 6月24日に開催する令和7年度総会での役員改選に合わせ、監事に公認会計士1名を選任いたしました（氏名略）。</p> <p>（資料6 役員改選）</p>
<p>5 負担金等の事業評価について（⑧）</p>	
<p>副理事長（副市長）、常務理事（部長）、事務局長（課長）のほか6名が所管課と兼務していることから、申請団体に対する所管課のチェック機能に限界あります。負担金と収支決算額と</p>	<p>令和6年度決算及び令和7年度予算において、負担金を事業毎の収入とするように改めました。</p> <p>（資料3 R6年度決算書 P5）</p>

<p>の検討や翌年度の負担金の予算決定に適切な対応が求められます。こうした課題に対応するため、各事業の必要性を見直す仕組み（事業評価等）が必要です。</p> <p>予算申請と実績について、協会負担金を各事業に区分し、正味財産増減計算書内訳表や収支計算書内訳表で一般会計の各事業に区分可能となるようにすべきです（法人会計に一括して含めている）。更に、負担金を各事業に区分計上して事業費と比較し、事業計画と整合させて次年度以降に活かすことが必要です。</p>	<p>（資料7 R7年度予算書内訳書） また、配賦方法を注記に記載いたしました。 （資料3 R6年度決算書 P7）</p>
---	---

(3) 監査の結果に関する報告に添えて提出する [意見] 基づく方針の内容

意見	方針の内容
<p>1 事務所内の適正なスペースの確保について (⑨)</p> <p>協会の事務所は観光会館の2階ですが、来訪者用のPRスペースと協会職員（兼務職員含む）の職務スペースがひとつのフロアに存在しており、仕切りがありません。特に、会計事務等の管理部門職員は個人情報や機密情報保護の観点から隔離されたスペースが必要ですし、職員の休憩場所の確保は福利厚生と職場環境改善の観点からも必要と思われます。</p> <p>市と相談しながら、職員の適正な職務スペースおよび休憩場所の確保を図ってください。</p>	<p>現事務所は、限られたスペースではありますが、指摘内容が改善できるよう、工夫するとともに、上田市関係課と協議し、改善策を模索してまいります。</p>
<p>2 他の観光協会との連携と自立に向けた取組みについて (⑩)</p> <p>現在の観光はインバウンドが代表するようになり、より専門的で広範囲な情報発信力と企画提案力が求められています。</p> <p>こうした状況を前に、市内観光業の強化と一体化を図る上でも、協会が菅平・別所・鹿教湯・丸子・武石の各観光協会をまとめる中心的役割を果たし、長期的かつ広域的な視点に立った観光客の誘致に取組むことを期待します。</p> <p>また、全国では観光協会が自主事業を通じて</p>	<p>当観光協会が、今後さらに中心的な役割を果たしていくためには、人的資源の確保や安定した財源の確保を含め、機能強化が不可欠であり、まずは組織内の体制整備を図りつつ、将来的に当観光協会の人事・財政面での自立できるよう検討してまいります。</p>

観光と地域振興に寄与している例が多数見られます。まずは、事務局長に民間の経験ある職員を充てる等、行政職員との兼職を解き、協会として人事面・財政面で自立が図れる道を検討してください。	
--	--

2 文化スポーツ観光部観光シティプロモーション課

(1) 監査の結果に関する報告に添えて提出する [意見] 基づく方針の内容

意見	方針の内容
1 事務所の移転について (①)	
協会の意見⑨に記載したとおり、改善を求めた点について進捗が図れるように適切な指導を行ってください。また、市職員は行政事務重視の視点から十分なスペース確保が必要と思われるので意見に記載の点も踏まえ事務所の移転も含めて検討してください。	御指摘いただきました内容につきまして、様々な制約はございますが、信州上田観光協会と協議しながら改善できるよう検討してまいります。
2 適切な指導について (②)	
協会への指摘及び指導事項や意見の趣旨を踏まえて所管課部局として適切に指導を行ってください。	御意見の趣旨を踏まえ、観光協会に対しては、ガバナンスの強化、職務スペースの改善、人事・財政の自立に向けた体制整備等について、今後も引き続き、適切に指導・助言を行ってまいります。

3 丸子温泉開発株式会社

(1) 監査の結果 [指摘事項] に関する報告に基づく措置等の内容

指摘事項	措置等の状況
1 賞与引当金の計上について ((2))	
採用している「中小企業の会計に関する基本要領」によれば、賞与引当金の計上を定めています(Ⅱ.各論 11.引当金(2))。遵守して個別注記表の重要な会計方針に引当金の計上基準を記載してください。また、附属明細書に引当金の明細を作成してください(会社計算規則第	令和6年度決算より、個別注記表の重要な会計方針に引当金の計上基準を記載し、引当金に関する附属明細書を作成しました。

117 条第 2 号)。	
--------------	--

(2) 監査の結果 [指導事項] に関する報告に基づく措置等の内容

指 導 事 項	措置等の状況
1 監査役の監査範囲に係る定款の見直しについて ((1))	
<p>定款第 32 条によれば、「監査役は会計を監査し、又取締役が株主総会に提出する会計に関する書類を調査して株主総会にその意見を報告する。」とされ、会計を監査する旨を定めています。</p> <p>団体の作成した監査報告書によれば監査の結果として、会計（計算書類）だけでなく、「事業報告は、定款に従い正確であると認めます。」と記載され、監査役の意見として会計以外の意見が記載されています。</p> <p>定款の定めと監査報告書の記載内容に乖(かい)離が見られますので、法務リスク防止上、実態を反映した定款の見直しを検討してください。</p> <p>具体的には、定款第 32 条を「監査役は会社法の定めるところにより、会計および取締役の職務の執行を監査する。」等に改正することが適当です。会社法第 381 条（監査役の権限）は、「監査役は、取締役の職務の執行を監査する。」と定めていますので、監査報告書に取締役の職務の執行に関する監査結果を加える必要があります。</p>	<p>令和 6 年度定時株主総会において、定款の一部変更に関する議案を提出し、実態を反映した定款の見直しを行いました。</p>
2 出資金の減損処理について ((3))	
<p>第 63 期（令和 6 年 3 月 31 日）貸借対照表の資産の部に鹿教湯温泉地域暖房株式会社の出資金 760 千円が計上されています。登記簿を確認したところ、会社法第 472 条第 1 項（休眠会社のみなし解散）の規定により、すでに平成 27 年 12 月 15 日付けで解散となっています。減損処理等を行ってください。</p>	<p>鹿教湯温泉地域暖房株式会社の出資金 760 千円について、令和 6 年 5 月に特別損失として、出資金の損失に関する会計処理を行いました。</p>

3 正確な附属明細書の作成について (4)	
<p>附属明細書として「有形固定資産及び無形固定資産の明細」を作成し、監査役の監査を受けなければなりません（会社法第 435 条、436 条、会社計算規則第 117 条第 1 号）。</p> <p>監査役に提出している資産別減価償却合計表を拝見したところ、土地が含まれていないこと、取得価額から上田市補助金相当額を減額（圧縮）後の金額で計上して減額（圧縮）累計額の記載がないこと、個別注記表の減価償却累計額及び圧縮記帳累計額の金額との照合に支障あることから適当とはいえません。公的機関の公表している明細を参考にして作成してください。</p>	<p>令和 6 年度決算より、資産別減価償却合計表に土地を含め、減額（圧縮）累計額を記載した「有形固定資産及び無形固定資産の明細」に関する附属明細書を作成し、監査役の監査を受けました。</p>

(3) 監査の結果に関する報告に添えて提出する [意見] 基づく方針の内容

意 見	方針の内容
1 上田市の連結財務書類作成上の課題について (5)	
<p>上田市が毎年公表している連結財務書類の連結範囲に丸子温泉開発（株）が含まれています。重要な会計方針で有形固定資産の評価基準は取得原価とされていることから、原則として、圧縮記帳前の取得原価に組み替えて連結すべきです。</p> <p>しかし、「中小企業の会計に関する基本要領」は圧縮記帳を容認していること、連結財務書類の作成は「統一的な基準による地方公会計マニュアル」により、取得原価とされているものの圧縮記帳について具体的な記載がないこと、上田市では連結附属明細書として有形固定資産の明細が未作成であること等から、今後の課題にとどめることとします。</p>	<p>当社の圧縮記帳に関しては、中小企業の会計基準で圧縮記帳が容認されていることもあり、決算書の個別注記表に貸借対照表に関する注記として「有形固定資産の圧縮記帳累計額」を正確に記載しつつ、現状の決算方針を継続してまいりたいと考えております。</p>
2 長期的視点に立った会社の維持・継承について (6)	
<p>令和 6 年 3 月 31 日をもって終了した第 63 期</p>	<p>当社は、上田市から各種支援を受けながら、</p>

<p>の事業報告によると、株主数が 51 名で持株比率は上田市が 56.3%で過半数を保有し、他の主要株主はこれまで丸子温泉郷を支えてこられた団体や地域自治会等です。会社法による株式会社組織とはいえ公益性の高い団体といえます。</p> <p>上田市は同期に集分湯室移転新設工事等の施設整備に対して 50%相当の補助金を支出し、人的支援として業務課長に市の職員を派遣して団体の人件費負担を軽減することや関係部課の部課長を参与とする等、財政的・人的支援を行っています。過半数を保有する株主責任を果たしているといえます。</p> <p>令和 6 年 5 月 1 日から温泉利用料を 20%改定されたと伺いました。温泉利用者にも負担いただいて経営の安定を維持されていることを評価します。</p> <p>こうした成果を市民に情報公開して、会社に対する理解と宿泊施設等の利用意識向上に役立てられることを期待します。</p> <p>安定した経営のためには、温泉利用料の増収が重要であり、株主や温泉利用者の理解を前提に、温泉残余分について利用施設の増加も含めた長期的視点に立った会社の維持・継承対策も重要と思われます。</p>	<p>丸子温泉郷の温泉供給の安定と持続性を目指してまいりました。</p> <p>平成 27 年度には温泉利用者の皆様に施設改修の必要性を理解していただき、「鹿教湯温泉老朽化施設改修事業計画」を策定し、基本方針に沿いながら、老朽化してしまった温泉施設の抜本的な改修事業を実施しております。</p> <p>また、その間、平成 30 年 5 月に 22.3%、令和 6 年 5 月には更に 20.0%の温泉利用料を改定し、温泉利用者の皆様に適正な受益者負担をお願いしてきたところです。</p> <p>今後とも地域に根差した第三セクターとして、長期的視点に立ち、会社の維持・継承に留意しながら、安定した経営基盤を継続し、地域振興の要となる温泉供給事業を通じて、公益的役割を果たしてまいります。</p>
---	--

4 丸子地域自治センター丸子産業観光課、文化スポーツ観光部観光シティプロモーション課

(1) 監査の結果〔指導事項〕に関する報告に基づく措置等の内容

指 導 事 項	措置等の状況
1 鹿教湯温泉宿泊客増加の取組について ((1))	
<p>丸子産業観光課では観光宣伝事業費として、丸子温泉郷のパンフレットやガイドブックの作成、鹿教湯温泉内でのイベント開催の負担金などが支出され、鹿教湯温泉を含めた丸子温泉郷の観光誘客に努めております。また、コロナ禍には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、観光シティプロモシ</p>	<p>辺地債につきましては、既に真田及び武石地域で利用されていること。上田市全体で上限額が概ね決まっていること。鹿教湯温泉を含む西内、平井地区が対象となる予定であること。以上のことから、鹿教湯温泉でどの程度の利用ができるか不透明な部分はございますが、有効な財源ではあることから、今後も鹿教湯温泉 100</p>

<p>ョン課から丸子観光協会を含めた市内5つの観光協会に「市内観光誘客促進事業補助金」が拠出されました。</p> <p>「鹿教湯温泉100年ブランド創造プロジェクト」では、鹿教湯温泉地域が辺地となる見込みであることから、辺地対策事業を活用した鹿教湯全体の魅力向上につながる計画の検討を開始したと伺いました。</p> <p>伝統ある温泉と豊かな自然環境を生かし、地元自治会、鹿教湯温泉観光協会、鹿教湯温泉旅館協同組合及び鹿教湯病院など多様な団体等が連携した宿泊客増加に向けた取組を検討してください。宿泊客増加による温泉利用料の増収は会社の維持・継承のためにも重要であることから、長期的視点に立った取組支援が必要です。</p>	<p>年ブランド創造プロジェクト会議の中で、鹿教湯温泉全体の魅力向上に繋がる事業を検討してまいります。</p> <p>宿泊客増加に向けた取組ですが、鹿教湯温泉の誘客事業については、地域おこし協力隊を採用し、鹿教湯温泉観光協会・旅館協同組合と連携したイベント等の企画運営を行っています。春のウォーキングイベントでは鹿教湯温泉内の遊歩道をコースに含め、救護班として鹿教湯病院の看護師に参加いただきました。また、秋のイベントでは鹿教湯病院から花火打ち上げの費用として協賛金を拠出いただいております。冬のイベントでは、各旅館の自慢の鍋を提供し、毎年開催される鹿教湯病院のイベントでは、地元の丸子太鼓保存会「鼓城」が演奏するなど協力体制が築かれていることから、来年度も新規採用を予定している地域おこし協力隊含め、引き続き観光協会と協議しながら、誘客イベントを検討してまいります。</p>
---	--

5 一般社団法人上田市医師会

(1) 監査の結果〔指導事項〕に関する報告に基づく措置等の内容

指 導 事 項	措置等の状況
1 補助金等変更交付承認申請に係る変更額の正確な算定について ((1))	
<p>令和5年8月1日に15,245千円の補助金等交付決定通知を受け、同年の12月1日に12,304千円を加算した27,549千円の変更交付決定通知を受けています。令和6年3月31日に6,409千円減額した21,140千円の確定通知を受けました。</p> <p>今後の補助金等変更交付申請事務に当たっては、実績見込額の実態に即した額の申請となるように予算管理の精度向上に努めてください。</p>	<p>予算編成にあたりましては、適正な規模となるよう努めております。今回、市から1,200万円余の追加の交付決定を受けたのち、予算執行年である5年度において経費の節減を図るため、職員級の見直し、施設修繕の先送り等を行った結果、640万円余の差額が生じました。</p> <p>市からの経費見直しの強い要請があったとは言え、補正予算編成の段階でこれらを見込むべきでありました。</p> <p>こうしたことから、令和6年度12月補正時の追加の補助申請にあたりましては、適正な見積により補助申請を行いました。</p>

(2) 監査の結果に関する報告に添えて提出する [意見] 基づく方針の内容

意見	方針の内容
1 財務諸表の改善について ((2))	
<p>令和6年3月31日現在、貸借対照表の固定負債の部に計上された引当金及び積立金306,373千余円について、役職員に係る退職給付引当金95,411千余円のうち負債性のある引当分を除いた金額は負債に含めることが認められず、公益法人会計基準違反です。</p> <p>負債として認められない額を正味財産533,712千余円に加算すべきです。</p> <p>固定資産の部に計上された預金等の積立資産と同額計上されていますが、預金等の積立行為と負債要件に該当する引当金を計上することは全く異なる会計事実であることを理解する必要があります。</p> <p>重要な会計方針に引当金の計上基準に係る記載が無く、附属明細書に引当金の明細がありません。</p> <p>また、流動負債の部に負債性引当金である賞与引当金の計上がありませんので併せて計上してください。</p> <p>会員や補助金交付団体に提出する財務諸表であり、正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示してください。</p>	<p>令和7年度に会計基準が変更になることを含めて、会計事務所と連携し、指摘事項を検討したうえで会計基準に準拠した会計処理への移行を検討し、改善に努めてまいります。</p>

6 健康こども未来部地域医療政策室

(1) 監査の結果 [検討事項] に関する報告に基づく措置等の内容

検討事項	措置等の状況
1 補助金交付対象経費の明確化と内部統制に配慮した交付事務について ((1))	
<p>団体の(1)指導事項に記載のとおり、補助金等変更交付承認申請に係る変更額の正確な算定について改善を求めましたが、その要因として以下の点がありますので補助金交付事務の正</p>	<p>ア 補助対象経費の明確化</p> <p>補助対象経費につきましては、要項第2条で定めていますが、事務処理の効率化と対象経費の積算を的確に行うために、対象経費と対象外</p>

確性や効率化の観点から上田看護専門学校運営費補助金交付要項（以下「要項」という。）の改正と内部統制に配慮した交付事務を検討してください。

ア 補助対象経費の明確化

補助の対象となる経費は、当該年度において看護学校の運営に必要な経費とする（要項第2条第1項）とされ、対象経費と対象外経費の判断に迷うことが想定されます。

予算編成や決算に当たり事務担当者に過重な負担をかけないためには、対象経費の積算資料を別表等で項目別、科目別、具体的内容等を公表している事例を参考にして、積算が容易となるように検討してください。

イ 内部統制に配慮した補助金交付事務のスケジュール管理について

令和5年度の補助金交付事務は以下の日程で進行していました。

（「日程」省略。報告書参照。）

上記の日程について内部統制の観点から以下の課題が見られます。

（ア） 要項に申請書や実績報告書の提出期限について定めが無いこと

要項に申請書や実績報告書の提出期限について定めがありません。

提出時期について裁量の範囲が広すぎます。予算編成は、団体の定款及び会計規程によると毎会計年度開始前に理事会の議決を経ること、予算の補正も理事会の議決が定められています。

補助金交付申請書も同様に事業の着手前に提出することを要項に定めることにより、予算編成事務と同時期の事務作業が可能となり、効率化が期待できます。（事業着手前に申請が困難であると市長が認めるときの特例を設ける等、実務上の配慮も必要です。）

また、補助事業等実績報告書の提出期限についても定めがないことから実際の提出日より遡って3月31日としています。

経費の区分けを明確化するなど、要項の改正も含めて検討してまいります。

（ア） 要項に申請書や実績報告書の提出期限について定めが無いこと

要項には申請書や実績報告書の提出期限については定めていませんが、例年、団体事務担当者で連絡を取り合い、各種書類の提出をしていただいています。

今後は団体の事務の標準化と効率化が図られるよう、提出期限を含めた事務スケジュールについて、双方で協議しながらマニュアル等の作成も検討してまいります。

（イ） 補助金等変更交付承認申請書提出時期の弾力的運用について

令和5年度の反省を踏まえ、令和6年度の追加補助申請については、事業の見直しや経費の節減を図りながら適正な追加補助額を算定できるよう、提出時期を見直していただきました。

引き続き、団体と連絡を取り合いながら、団体の事務負担が軽減できるよう進めてまいります。

審査資料によれば早くても4月16日以降に実績報告書及び確定通知書が発出されていることから、補助事業等実績報告書について、例えば事業完了後1月以内に提出することと定めれば、団体の事務担当者による対象経費の検討に際して十分な時間を確保することが可能となります。審査部署の日程も立てやすくなります。

今後、事務処理の標準化、効率化の視点から電子申請等が推進されなければなりません。その際、補助事業等実績報告書や補助金等確定通知書等の作成日について、遡った日付だけではなく、事実に基づいた提出日や交付日の記録を記載することも検討してください。

(イ) 補助金等変更交付承認申請書提出時期の弾力的運用について

12月1日の補助金等変更交付決定した起案文書によれば市議会9月定例会で増額の補正が認められたとされています。このことから事務レベルの増額補正検討が早まったことが正確な変更額の算定に至らなかった要因の一つと考えられます。

団体の補正予算編成時に併せて申請する等、団体の事務に配慮した提出時期とすることで正確性が高まり、団体の事務負担軽減も期待できることから弾力的運用を検討してください。

上田市監査委員事務局